自治労福島県本部会津総支部機関紙　2024年7月1日発行　第426号

あいづ

〔発　行〕自治労
福島県本部会津総支部
〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9　会津労働福祉会館2階
〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
（携帯）090-3361-8400

紙面学習

シリーズ⑬『フレックスタイム』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の13回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

▼紙面学習シリーズの13回目は、5月30日に開催された第3回自治労課題別学習会資料から「フレックスタイム」と「勤務間インターバル」について記載します。ご一緒に学習していきましょう。

▼まず、一般論としての用語の解説から。

【フレックスタイム】定められた総労働時間（労基法の上限1日8時間、週40時間）の中で、始業・終業時刻を労働者自身が自由に決めることのできる制度。通常、必ず出勤しなければならない「コアタイム」を設け、その前後数時間を自由に出退勤できる「フレキシブルタイム」として設定する。

※「コアタイム」は労働者間のコミュニケーション確保等を目的に設定するものですが、最近はこれを設けず、全部「フレキシブルタイム」とする「スーパーフレックスタイム制」を導入するところもあるようです。

【勤務間インターバル】1日の勤務終了後から翌日の出勤までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けることで、労働者の生活時間や睡眠時間を確保する制度

▼次に学習会の中で、先進的な取り組みとして紹介されていた事例からそれぞれの項目（フレックスとインターバル）に関して1つずつ、その概要を紹介します。

▼まず「フレックス」については、島根県邑南（おおなん）町職労です。邑南町は、島根県の中部に位置する人口1万弱の町です。

【図表1】をご覧ください。

【図表１】邑南町における
「フレックスタイム制度の導入」

当局
○人口減少や高齢化による地域の担い手不足解消の一翼を担ってほしい。
○自らが家庭における役割を分担し、男女共同参画社会づくりを引っ張ってほしい。

組合
○地域協働は自治研活動にもつながる。
○ワークライフバランスを考える機会。

○2022年10月から運用開始・全職員対象

制度概要
○週38時間45分勤務となるように、午前7時～午後10時の間（フレキシブルタイム）で15分単位で割り振りができる。
○コアタイムはなし。

具体例
①毎日9:00出勤、17:45退庁
②月～木⇒8:30出勤、18:15退庁
　金⇒8:30出勤、13:15退庁

実際の利用事由
○子どもの通院
○保育所や学校等の送迎
○親のデイサービスの送迎
○夜間の会議へ出席するため　等

組合として
○利用希望者が利用できる体制の構築
○利用職員が不在でも住民サービスの低下を招かないこと
⇒必要人員の確保を要求

制度を磨いていけば
○職員の働き方の変化がイメージアップにつながり、人員確保や離職防止につながる

組合の目標
○働き続けられる職場をめざす！
○地域とともにある役場職員、そして労働組合をめざす！

当面の日程

■7月3日（水）
○18:00若観労定期大会
（鶴ヶ城内無料休憩室）

■7月4日（木）
○17:30下郷町職共済学習会
（下郷町役場会議室）

■7月12日（金）
○10:00県本部第107回中央委員会（福島GP）

■7月19日（金）・20日（土）
○13:00県本部労働学校
（福島市・杉妻会館）

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

当局と組合の合意による「フレックスタイム制度」が導入され、2年目となっています。70人ほど（4割弱）の職員が利用しているとのことで、利用事由としては、記載のとおり、「子どもや親の送迎」がメインとなっているようです。職員それぞれの事情に合わせて、柔軟な働き方が可能となれば、早期退職も減るでしょうし、応募者も増えるのではないでしょうか？もちろん、「フレックスタイム制度」の導入には、「事務・事業に見合った人員確保」がなされていることが前提条件となることは言うまでもありません。

▼次に「インターバル」についてです。熊本県職労から取り組み事例の報告がありました。

【図表2】をご覧ください。熊本県では、昨年2月から勤務間インターバル制度の試行を実施しています。原則、翌日8時30分までに11時間のインターバルを設けなければならないので、時間外勤務は21時30分までに終える必要があります。これを超えて時間外勤務を行った場合、11時間が確保できるように「遅出出勤」で調整することとなります。ただ、遅出した分だけ、退庁時間も遅くなるということになります。

▼最後に自治労の取り組み方針から抜粋して記載します。

「フレックス」はあくまでも本人の希望に基づく申告が大前提、「インターバル」は使用者の責務であり、混同させないことが重要となります。

【図表2】熊本県における「勤務間インターバル制度の試行」

制度概要

○勤務終了から勤務開始までの間に一定時間（原則として11時間）以上のインターバルを設けることで、生活時間や睡眠時間を確保するもの。
※試行開始日：2023年2月20日

対　象

○知事部局に勤務する全職員（特別の勤務形態の職員を除く）
○原則として全業務（緊急対応等の初動対応業務を除く）

実施方法等

○職員は翌日予定している勤務スケジュールを常に意識した上で、計画的な勤務を行う。※例：8時30分から勤務する場合、前日は21時30分までに勤務を終える。
○11時間以上確保するために必要な場合、所属長は遅出勤務を割振り調整する。
○やむを得ず11時間以上確保できない場合でも最低9時間を確保するとともに、翌日の時間外勤務は命じない。
○勤務間インターバルの確保が、継続してできない場合には、休暇の取得を促すとともに、速やかに業務分担の見直しやローテーションによる勤務体制を組むなどの対策を講じる。

運用イメージ

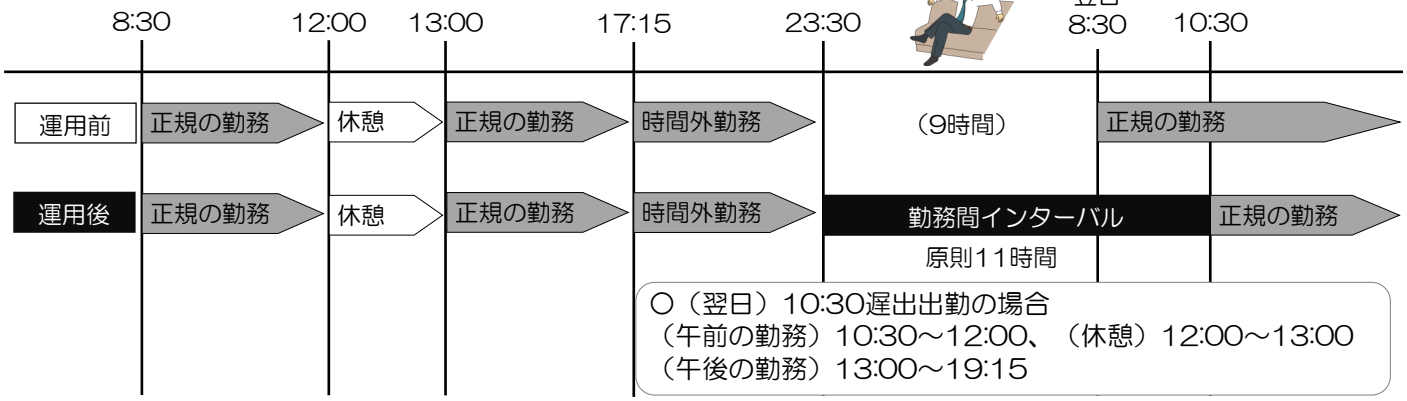

○（翌日）10:30遅出出勤の場合
（午前の勤務）10:30～12:00、（休憩）12:00～13:00
（午後の勤務）13:00～19:15

総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。

会津総支部

機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

機関紙

編集後記

▼さて、気象庁は6月23日に東北南部・北部が「梅雨入りしたとみられる」と発表しました。東北南部の昨年の梅雨入りは6月12日頃で、例年よりも遅い梅雨入りとなりました。いよいよ雨の季節が到来した訳ですが、特に「気象痛」でお悩みの方にとっては辛い季節であり、また豪雨災害等も心配なので、早く明けてほしいものです。ちなみに昨年の梅雨明けは7月24日頃だったそうです。災害にならずに、かつ後々の水不足にもならないように少しずつ降ってほしいものですね。（坂内）

機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！